

平成28年4月5日

各 位

会社名 アルインコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小山 勝弘
(コード番号 5933 東証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 岸田 英雄
(電話番号 06-7636-2222)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月5日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行することを決定し、平成28年6月17日開催予定の第46期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社へ移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成28年6月17日開催予定の当社第46期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②改正会社法により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- ③改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため規定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ④条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

下線が変更部分

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。 ① 取締役会 ② <u>監査役</u> ③ <u>監査役会</u> ④ <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は<u>15名以内とする</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。 ① 取締役会 ② <u>監査等委員会</u> (削除) ③ <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は 15 名以内とする 2. <u>当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長 1 名を選定し、必要に応じて会長 1 名ならびに副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から社長 1 名を選定し、必要に応じて会長 1 名ならびに副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法399条の13第6項により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第 27 条～第 34 条 (条文省略) (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条～第 38 条 (条文省略) (新規) (新規)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>第 27 条～第 34 条 (削除) <u>(監査等委員会)</u></p> <p>第 28 条 <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u> 2. <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(招集)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会の招集は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 31 条～第 34 条 (現行どおり) 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>当社は、第46期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>